



令和2年3月30日

県政記者クラブ加盟社 各位

牛肉の放射性物質検査の見直しについて

平成31年3月28日付けの牛の出荷制限解除後、福島県では原子力災害対策本部が定める「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（以下、「ガイドライン」という。）」に基づく牛肉の全頭検査を行ってきました。

この度、令和2年3月23日付けでガイドラインが改正され、令和2年3月27日に原子力災害対策本部へ提出した「全頭検査終了後の出荷・検査方針」に基づき、牛肉の放射性物質検査を下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

1 令和2年度以降の牛肉の放射性物質検査

- (1) 老齢牛（廃用牛） 全頭検査
- (2) 肥育牛 全戸検査（全農家年1頭以上検査）

※ 帰還困難区域は、牛の出荷制限が継続しているため、対象地域から除く。

2 出荷する牛の安全性確認

これまでと同様、全戸に対する飼料の放射性物質検査及び飼養状況確認調査、出荷予定牛全頭の飼養履歴確認を実施することにより、安全性を確保したうえで出荷する体制を継続します。

(問い合わせ先)

福島県農林水産部畜産課

主幹 藤本尊雄、主任主査 網中潤

電話 024-521-7362 (直通)

(内線 3227)